

平成 17 年度県民モニター第 3 回アンケート調査（テーマ：食の安全・安心について）
結果の活用状況等について

「食」に関する意識について

日頃食べているものに不安を感じているとの回答が 75% を超える。内容は、「農作物などに残っている『残留農薬』」（57.1%）、「輸入食品」（46.5%）、「香料や保存料などの『食品添加物』」（45.2%）となっている。さらに自由記入では、BSE や鳥インフルエンザの発生、食品表示偽装事件など食に対する社会的な混乱が顕在化している状況が、県民の「食」に対する不安を一層増大させていることが推察された。

また、不安を解消するために必要なこととして、「正確な情報の公開」（45 件）、「生産者や生産地、製造事業者に関する情報の公開」（30 件）、「行政による明確な基準づくりと厳しい管理・検査の実施」（30 件）などの意見が寄せられており、行政のみならず事業者からの正確な情報の公開や行政の監視・検査体制の強化が求められている。

食に対する県民の不安を払拭し、食を通じた人づくりを推進するため、学識経験者等で構成する「ひょうご食の安全安心推進会議」に報告し、調査結果を審議いただいた結果、総合的かつ体系的な仕組みとして条例化が必要であるとの意見がまとめられ、「食の安全安心と食育に関する条例」を制定しました。

県では、県内の食品関係施設に対し、衛生的な食品の取扱いや食中毒防止のため、「兵庫県食品衛生指導計画」に基づき、食品営業施設に対する監視指導や立入検査等を実施し、引き続き監視体制を強化し、その結果を県ホームページで公表します。

食品の検査体制においては、本年 5 月 29 日に施行された食品に残留する農薬等のポジティブリスト制度に対応した検査機器を整備し、試験検査項目の充実・強化を図るとともに、BSE 対策として牛の全頭検査、食鳥検査における鳥インフルエンザ対策を継続して実施し、安全と信頼確保に向けた取組を行います。

県民が安全な食品を安心して購入できるよう、生産者や食品関係事業者に対し、食品衛生法や JAS 法に基づく食品添加物等の適正な食品表示の監視指導を強化するため、これら関係法令に基づく関係機関が連携した合同監視を実施します。併せて、各事業者による生産、加工、流通、販売に至る食品履歴情報の記録・管理（トレーサビリティシステム）を推進します。

「食の安全・安心」に関する情報や県の取組について

食に関する情報源として「新聞や雑誌」を信頼する人が約 8 割と最も多い。県が提供する『食の安全・安心ポータルサイト』で知りたい情報の上位には、「食品の抜き取り検査結果」（41.0%）、「安全な食品の生産・加工に取り組む事業者情報」（40.6%）があげられ、より積極的な情報の提供が求められている。

また、県が取り組むべきこととして、「生産から製造に至る各行程での県の指導や立入検査の強化」を求める回答が約 5 割と最も多い。違反事業者の厳正な処罰や名称等の公表に取り組むべきであるなどの意見が寄せられており、県独自の安全確保対策が求められている。

県のホームページや広報による情報提供に加え、県、市町、事業者及び県民が情報又は意見を交換し、相互に交流する機会を確保するよう努めます。本年度は、食の安全安心と食育をテーマとした「県民フォーラム」を県下 6 会場で開催します。

食の安全性を確保する仕組みとして、今後、食品衛生法等の法律だけでは対応できない事例も想定しておく必要があることから、食品による危害を未然に防止するため、「食の安全安心と食育審議会」の意見を聴いた上で県独自の安全基準を設定できる仕組みを「食の安全安心と食育に関する条例」で規定しました。

県内の食品を取り扱う施設が一定水準以上の衛生管理のもとで食品を製造・加工していることを知事が認定する独自の「兵庫県食品衛生管理プログラム」認定制度、及び安全性、品質、生産方法等の特性に関する基準を満たす県産農林水産物やこれを主原料とした加工食品を知事が認定する「ひょうご食品認証制度」を同条例に規定し、今後これらを普及し推進します。

意見等は、今後、具体的な施策の実施に当たり、同条例に基づいて策定する食の安全安心推進計画に盛り込みます。

「食育」の推進について

「食育」への取組については、多くの種類の食材を使い1日3食バランスの良い食事を心がけること、子ども、若者、親などに「食育」について教育することが必要との意見が多い。また、食事やお菓子の手作りを心がけたり、家庭菜園等で無農薬野菜などを栽培することが「食育」につながるなど食育推進への積極的な意見が寄せられている。

「食の安全安心と食育に関する条例」では、食育に関して県が講ずべき施策として、県民が食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践できるための施策、県民が食に関わる人々の様々な活動と自然の恩恵への理解と感謝の念を深めることができるための施策、伝統的な食文化が継承されるための施策、の3つの柱で必要とされる各施策を規定し、食育を推進することとしました。

今後、意見等は、同条例に基づいて策定する食育推進計画に盛り込み、家庭、学校その他あらゆる機会と場所において食育を推進します。

食育プロジェクト会議を県下13健康福祉事務所に設置し地域の食育関係者の連携強化を図るとともに、講習会等により「食文化の継承」「子どもの肥満」「正しい噛み方」のうちから選択したテーマの理解を深め、実践力を高める等の「食育推進地域づくり事業」を実施します。さらに、この事業の実施を通じて食育を推進する体制を整備します。

子どもたちが農山漁村に滞在して、その地域の農林漁業者や子どもたちと交流するとともに農林漁業体験を行う「農林水産体験ファーム」や、小学生が近くの「体験農園」で農作業を体験するとともに、感じたこと、学んだことを作文につづる「いきいき農作業体験事業」など、次代を担う子どもたちが、地域や学校における様々な学習機会により、「食」「農」「環境」「生命」「地域」への理解を深めるとともに、農林漁業体験等を通して、人間として生きる力やもの大切さを感じる心を育む「ひょうご“学びの農”推進作戦」を展開します。

学校における食育については、全ての学校で食育を実施することを目的に、平成17～18年度に「食で育む子どもの未来」食育推進事業を実施し、モデル校10校での実践研究とともに、効果的な食に関する指導、家庭や地域との連携、栄養教諭や学校栄養職員のあり方などを検討し、教職員の手引きとなる「実践プログラム」を作成し、全県的な取組を進めます。